

兵庫県公報

平成28年11月18日 金曜日 第2851号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	1
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	2
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	2
公告	
○ 私立中学校の設置認可（私学教育課）	3
○ 私立幼稚園の廃止認可（同）	3
○ 私立各種学校の廃止認可（同）	4
○ 学校法人に対する解散命令（同）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の （砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	5
○ 同上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	6
○ 大規模小売店舗の変更に係る届出（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○ 入札公告（神戸県民センター）	11

告示

兵庫県告示第972号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
神崎郡神河町上小田字岩山882の91（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第973号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
ひかり幼稚園	神戸市長田区川西通2丁目3番地	宗教法人西光寺	平成28年11月7日

~~~~~

### 私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条において準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成28年11月7日に認可した。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称      | 位 置         | 設 置 者 | 廃止年月日      |
|----------|-------------|-------|------------|
| 西宮古村珠算学院 | 西宮市広田町2番13号 | 古村 喜代 | 平成28年11月7日 |

~~~~~

学校法人に対する解散命令

次の学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）第64条第5項において準用する法第25条第1項に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないため、法第64条第5項で準用する法第62条第1項の規定により、平成28年11月7日に解散を命じた。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	代表者	主たる事務所の所在地
学校法人上蹊学園	理事長 朴 永 吉	神戸市中央区三宮町2丁目11番1号 センタープラザ西館7階

~~~~~

### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|
| 溝口(2)I<br>(102040068) | 姫路市香寺町溝口（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月25日から同年12月9日まで

#### 3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所及び姫路市役所香寺事務所

#### 4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

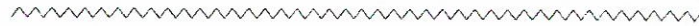
兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

## (3) 提出期限

平成28年12月9日まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月7日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第1088号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 改正しようとする区域の案

相坂(2) I (102040009) の項中別図9、矢田部Ⅲ (102040037) の項中別図37、久畑 I (102040066) の項中別図66を改める。

（これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月25日から同年12月9日まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所及び姫路市役所香寺事務所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

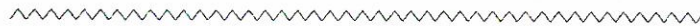
兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

## (3) 提出期限

平成28年12月9日まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月7日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第1162号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 改正しようとする区域の案

恒屋 I (102040039) の項中別図1を改める。

（この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月25日から同年12月9日まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所及び姫路市役所香寺事務所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

## (3) 提出期限

平成28年12月9日まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月7日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中須加院(2)Ⅲ (102040003)	姫路市香寺町須加院（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
須加院Ⅲ (102040004)	姫路市香寺町須加院（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
須加院Ⅱ (102040005)	姫路市香寺町須加院（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
中須加院(2)Ⅱ (102040006)	姫路市香寺町須加院（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中須加院(1)Ⅱ (102040007)	姫路市香寺町須加院（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
相坂(1)Ⅰ (102040008)	姫路市香寺町相坂（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
相坂(2)Ⅰ (102040009)	姫路市香寺町相坂（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
須加院(2)Ⅰ (102040014)	姫路市香寺町須加院（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥須加院(1)Ⅰ (102040018)	姫路市香寺町須加院（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

奥須加院(2) I (102040019)	姫路市香寺町須加院 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
口須加院(2) III (102040021)	姫路市香寺町須加院 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
谷山(3) II (102040026)	姫路市香寺町相坂 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
谷山(1) II (102040027)	姫路市香寺町相坂 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
谷山(2) II (102040028)	姫路市香寺町相坂 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
谷山(1) I (102040029)	姫路市香寺町相坂 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
谷山(2) I (102040030)	姫路市香寺町相坂 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中須加院 I (102040032)	姫路市香寺町相坂 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
相坂III (102040033)	姫路市香寺町相坂 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
土師(2) III (102040034)	姫路市香寺町土師 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
土師(1) III (102040035)	姫路市香寺町土師 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
土師II (102040036)	姫路市香寺町土師 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
矢田部III (102040037)	姫路市香寺町土師 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
溝口(1) I (102040038)	姫路市香寺町溝口 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
恒屋 I (102040039)	姫路市香寺町恒屋 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中寺 II (102040040)	姫路市香寺町恒屋 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
南恒屋(2) III (102040041)	姫路市香寺町恒屋 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
矢田部(1) I (102040042)	姫路市香寺町矢田部 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
矢田部(2) I (102040043)	姫路市香寺町矢田部 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
南恒屋(2) I (102040044)	姫路市香寺町恒屋 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

南恒屋(1) I (102040045)	姫路市香寺町恒屋 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
南恒屋(1) III (102040046)	姫路市香寺町恒屋 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
北恒屋 II (102040047)	姫路市香寺町恒屋 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
恒屋 II (102040048)	姫路市香寺町恒屋 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
北恒屋(2) I (102040049)	姫路市香寺町恒屋 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
北恒屋(1) I (102040050)	姫路市香寺町恒屋 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
中村(5) II (102040051)	姫路市香寺町中村 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
中村(3) III (102040052)	姫路市香寺町中村 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
中村(1) I (102040053)	姫路市香寺町中村 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
中村 II (102040054)	姫路市香寺町中村 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
中村(4) II (102040056)	姫路市香寺町恒屋 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
中村(3) II (102040057)	姫路市香寺町中村 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中村(2) II (102040058)	姫路市香寺町中村 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中村(2) I (102040059)	姫路市香寺町中村 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
中村(1) III (102040060)	姫路市香寺町中村 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
中村(1) II (102040061)	姫路市香寺町中村 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
中村(2) III (102040062)	姫路市香寺町中村 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
久畑(2) III (102040063)	姫路市香寺町中村 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
久畑(1) III (102040064)	姫路市香寺町久畑 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
久畑 II (102040065)	姫路市香寺町久畑 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり

久畑Ⅰ (102040066)	姫路市香寺町久畑（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
溝口(2)Ⅰ (102040068)	姫路市香寺町溝口（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
相坂西ノ谷Ⅰ (202040001)	姫路市香寺町相坂（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
親ノ倉川Ⅰ (202040009)	姫路市香寺町須加院（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
久畑川Ⅱ (202040028)	姫路市香寺町久畑（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
南垣内川Ⅱ (202040038)	姫路市香寺町須加院（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり

（別図1から別図55までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月25日から同年12月9日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所及び姫路市役所香寺事務所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

平成28年12月9日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月7日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年11月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ太子店

所在地 揖保郡太子町東出字藤社239番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 辻 雅信

3 変更事項